

審査請求書

令和5年10月3日

下田市長 様

審査請求人 下田市箕作459番地
鈴木 浩伸
(連絡先 XXXXXXXXXX)

次のとおり審査請求をする。

1 審査請求に係る処分の内容

令和5年9月29日付け下企政第89号による公文書開示請求却下処分

2 審査請求に係る処分があったことを知った日

令和5年10月2日

3 審査請求の趣旨

1の処分に係る理由附記(通知書内の「請求を却下した理由」及び「備考」欄)において、請求のために特定した公文書以外の公開文書の存在を理由として「請求された情報が請求の対象とならない公文書である」としていること、及び不存在の具体的理由を示さずに「請求された公文書が存在しない」としていることから、下田市情報公開条例第1条の趣旨及び下田市行政手続条例第8条の趣旨に違背する処分行為であり、1の処分の取消及び再度の適法な処分を求める。

4 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は、令和5年9月13日付けで3件の公文書の開示を請求した。
- (2) 下田市長は、1件目の請求公文書である「下田市の白鳥参事が令和4年10月24日に県庁農地局を訪問した際に、下田市が箕作地区の人・農地プラン策定の農振農用地に防災道の駅を設置することを令和元年度から考えていた」(別添1)ことの書証として「下田市都市計画マスタープラン(平成28年度)」及び「静岡県東部地域における道路啓開基本方針(令和元年改訂版)」の2公開文書を示しているが、前者の公開文書においては防災活動の拠点として「インターチェンジ付近」や「IC周辺」との記載はあっても農振農用地に特定した記述はもちろん防災道の駅の既述も存在しない(別添2, 3, 4)
- (3) また、後者の公開文書においても、「下田市箕作付近」として蓮台寺や敷根をも含む広域のエリアで道の駅の防災拠点化が既述されているものの、やはり箕作地区との特定や農振農用地における道の駅設置を計画している記述は見当たらない(別添5)。
- (4) よって、審査請求人の請求した公文書とは明らかに異なり、処分理由は不当である。
- (5) 下田市長は、残る2請求文書について、「請求された公文書が存在しない」とのみ既述しており、下田市情報公開条例第1条に規定の説明責任に基づく下田市行政手続条例第8条規定の理由附記としては不十分であって、瑕疵ある行政処分として1の処分の取り消しを求めるものである。(別添6, 7, 8)

5 処分庁の教示の有無及びその内容

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができる旨の教示があった。

以上